

別紙 被扶養者認定に必要な添付書類

■「被扶養者申告書」に次の書類を添付して所属窓口を経由して共済組合へ提出してください。

- 収入を証明する書類（市町村が証明する課税所得証明書、所得証明書、課税証明書、非課税証明書、市町村・県民税の税額通知書（長の公印があり、かつ、給与収入のみのものは可。その他所得計の欄に記載があるものは不可。）又は確定申告書いずれかの控え（税務署の確認印のあるもの）
 （認定対象者が18歳以上の場合も必ず添付してください。ただし対象者が学生の場合は学生証の写し又は在学証明書。また海外在住等で添付できない場合、パスポート出入国欄と氏名記載欄の写しでも可。
 なお、パスポートの出入国欄で確認できない場合は出入国記録に係る開示請求を行って証明書の発行を受けて下さい。）
- 認定対象者が国内居住要件の例外に該当する場合は、例外該当事由に合わせて、別途添付書類を提出していただく場合があります。
- 認定対象者に配偶者がいる場合は、その配偶者の収入を証明する書類（配偶者の認定時は必要ありません。）
- 扶養の優先順位で収入比較により判断する必要がある場合、比較する者の収入を証明する書類と組合員がその額を上回ることが確認できる書類（添付書類一覧表（フローチャート用）の4及び5を参照）
- 住民票（同居が条件の者以外については、届書に所属所長の確認印でこれに代えることができます。）（※世帯全員記載分）

令和3年4月1日現在

| | 18歳以上の子（法律上親子関係がある子（実子及び養子）） | | 配偶者 | 父母 | 養父母 | その他家族 | | | |
|---|------------------------------|--|---|------|------------------|--|------|------|------|
| | 学生の場合 | その他の場合 | | | | | | | |
| | ※現況届の提出が必要 | | | | | | | | |
| 戸籍謄本(写)が必ず必要となりますが、届書に所属所長の確認印の押印でこれに代えることができます。(内縁関係は除く) | | | | | | | | | |
| 同居 | 収入なし | <ul style="list-style-type: none"> ● 子供の離婚により面倒をみるようになった場合 ⇒ 離婚の事実がわかる書類 ● 退職した人 ⇒ 退職日が確認できる書類 - 「退職証明書」・「退職時の源泉徴収票」など ● 病気等で退職し失業保険を受給延長する人 ⇒ 「備考」欄にその旨を記載 ● 退職して失業保険を受給終了した人 ⇒ 「雇用保険受給資格者証」の受給終了の印字のあるもの ● 退職して失業保険を受給しない人 ⇒ 「離職票1及び2」(原本)又は「離職票を発行していない証明書」 ● 自営業をやめた人 ⇒ 「廃業証明書」 ● 退職した会社で雇用保険未加入の人 ⇒ 退職証明書+「備考」欄にその旨を明記 | <ul style="list-style-type: none"> ● 内縁関係の場合 ⇒ 認定対象者、被保険者双方の戸籍謄(抄)本及び住民票 | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 | | | |
| | 収入あり | <p align="center">※収入を証明する書類だけでは直近の収入が判断できない場合※</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 給与収入（パート・アルバイトも含む。） ⇒ 前年の給与実績が下がったが、新しい所得証明が発行されるまでの場合＝「源泉徴収票」(2ヵ所以上の収入がある場合はそのすべて) ⇒ 転職・契約変更等により収入額の減額が見込まれる場合＝「雇用契約書」を基本としますが、雇用契約書等がない場合は「先行き1年間の収入見込証明書」、先行き1年間の収入見込証明書がない場合は「給与明細書」(直近の連続する3ヵ月分、ただし3ヵ月分を平均した1ヵ月分を1.2倍し1年分として計算) (※賞与・通勤交通費等の支給がある場合はその証明書も添付) ● 年金収入 ⇒ 「年金振込通知書」等、直近の年金額が分かるもの。申請中の場合は年金試算書でも構いません。 (※ハガキは表裏両面をコピー) [※年金の種類は、公的年金(国民・厚生・共済)の老齢(退職)年金・障害年金・遺族年金や恩給、企業年金(適格退職年金・厚生年金基金・自社年金・生命保険などの私的年金)等、すべてをいいます。] ● 配当所得⇒「確定申告書」 ● 雑所得(原稿料・印税・講演料等) ⇒ 「確定申告書」又は「源泉徴収票」 ● 健康保険・雇用保険の傷病手当金 ⇒ 「支給決定通知書等金額を証明する書類」 (*注意*)給与と年金など複数の収入がある場合はすべての書類が必要です。 | | | | | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 |
| 戸籍謄本(写)が必ず必要となりますが、届書に所属所長の確認印の押印でこれに代えることができます。 | | | | | | | | | |
| 別居 | 収入なし | <p align="center">※ 別居の場合、仕送り額の確認のため、振込金額のわかる書類又は通帳の写しを提出してください。 (書類が提出できない場合は現況届に金額及び提出できない理由を明記してください。)</p> | | | | | | | |
| | 収入あり | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類 | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 | *** 認定できません。 *** | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記「同居収入なし」欄と同じ書類 | | | |
| | | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類 | ⇒ 同左 | ⇒ 同左 | | <ul style="list-style-type: none"> ● 上記「同居収入あり」欄と同じ書類 | | | |

★注意事項★

- 扶養対象者に扶養手当が支給される場合、扶養認定に関する書類の添付を省略することができます。ただし、認定日を特定するための書類はその限りではありません。
- 都市共済短期給付内で事実が確認できる事項については添付書類を省略することができます。この場合、備考欄に従前の記号・番号、理由等を明記してください。
- 添付書類は直近のものを提出してください。すべて「写」で構いません(市町村・県民税の税額通知書は毎年6月1日から、所得証明書等は毎年7月1日から新年度分提出してください。)
- 夫婦共同扶養の場合は、配偶者の収入を証明する書類の提出が必要です。配偶者が市町村国保に加入している場合は収入を証明する書類は省略できますが、保険証の写しを提出してください(配偶者がいない場合は収入を証明する書類等は不要ですが、備考欄に「未婚」「離婚」「死別」等を明記してください。不明の場合は「失踪申告申立書提出」・「捜索願提出」を明記してください。)
- 扶養認定時において、すでに扶養の優先順位で収入比較による判断がされている場合は(次男出生時に長男がすでに認定されている等)、収入比較をする書類の添付を省略することができます。
- 上記③で配偶者がいない場合は収入を証明する書類は不要ですが、理由欄に「未婚」「離婚」「死別」等を明記してください。また、不明の場合は「失踪申告申立書提出」・「捜索願提出」と明記してください。
- 外国人登録の方は、戸籍謄本を「在留カードの写し」又は「特別永住者証明書の写し」とすることができます。
- 上記以外の事例については組合事務局までお問い合わせください。